#### 九州地方年金記録訂正審議会 第4回総会議事録

- 1 日時 平成30年4月20日(金)15:00~16:02
- 2 場所 TKPガーデンシティPREMIUM博多駅前(福岡市博多区博多駅前4丁目 2番1号)

#### 【年金審査課長補佐】

皆様、本日はお忙しい中、九州地方年金記録訂正審議会第4回総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから九州地方年金記録訂正審議会第4回総会を始め させていただきます。

私は、本日の司会を務めます九州厚生局年金審査課の梅と申します。どうぞよろしく お願いいたします。議事に入るまでの間、しばらく進行させていただきます。

それでは、今回、九州地方年金記録訂正審議会委員5名の方が任命されましたので、 任命通知を交付したいと思います。

本来であれば5名の皆様に直接手渡しすべきところではございますが、時間の都合も ありますことから、任命された委員につきましては、あらかじめ机の上にお配りさせて いただきました。内容のご確認をお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

座席表、議事次第に続きまして、資料1 九州地方年金記録訂正審議会委員名簿。資料2 平成29年度業務実績報告(九州厚生局)。資料2-1 年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況(平成30年3月28日年金局事業管理課年金記録審査室)。資料3 部会数及び委員総数の見直し(案)。資料4 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名。会議資料とは別に、ファイルに記録訂正の関係法令、記録訂正に関する方針などをつづった資料集がございます。

資料等にご不足はないでしょうか。

それでは、九州地方年金記録訂正審議会の委員の皆様をご紹介いたします。お手元に 配付しております資料1 委員名簿をごらんください。

市川委員でございます。

## 【市川委員】

市川でございます。よろしくお願いします。

# 【年金審査課長補佐】

大城委員でございますが、本日は欠席でございます。 緒方委員でございます。

# 【緒方委員】

緒方でございます。よろしくお願いします。

## 【年金審査課長補佐】

尾畠委員でございます。

# 【尾畠委員】

社会保険労務士の尾畠でございます。よろしくお願いいたします。

## 【年金審査課長補佐】

片野委員でございます。

# 【片野委員】

片野でございます。よろしくお願いいたします。

## 【年金審査課長補佐】

草場委員でございます。

# 【草場委員】

草場でございます。よろしくお願いいたします。

## 【年金審査課長補佐】

末松委員でございますが、本日はご欠席でございます。 藤井委員でございます。

# 【藤井委員】

藤井克已です。どうぞよろしくお願いします。

# 【年金審査課長補佐】

高橋委員でございます。

# 【高橋委員】

高橋記代子です。よろしくお願いいたします。

## 【年金審査課長補佐】

玉城委員でございます。

# 【玉城委員】

玉城です。よろしくお願いします。

# 【年金審査課長補佐】

当山委員でございますが、本日はご欠席でございます。 富川委員でございます。

## 【富川委員】

富川でございます。どうぞよろしくお願いします。

# 【年金審査課長補佐】

冨山委員でございます。

# 【冨山委員】

冨山です。よろしくお願いします。

# 【年金審査課長補佐】

廣底委員でございます。

## 【廣底委員】

廣底と申します。よろしくお願いいたします。

# 【年金審査課長補佐】

古屋委員でございます。

## 【古屋委員】

弁護士の古屋と申します。よろしくお願いします。

## 【年金審査課長補佐】

的野委員でございます。

# 【的野委員】

的野です。よろしくお願いします。

## 【年金審査課長補佐】

以上、九州地方年金記録訂正審議会の委員として任命された皆様16名のご紹介でした。

続きまして、事務局の出席者をご紹介いたします。 九州厚生局長の須田でございます。

## 【九州厚生局長】

須田でございます。よろしくお願いします。

# 【年金審査課長補佐】

年金管理官の橋本でございます。

## 【年金審査課長補佐】

橋本でございます。よろしくお願いいたします。

## 【年金審査課長補佐】

年金審査課長の津崎でございます。

## 【年金審査課長】

津崎でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【年金審查課長補佐】

そして、先ほども申しましたが、私、梅でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、本日の議事に先立ちまして、九州厚生局長の須田よりご挨拶を申し上げます。

#### 【九州厚生局長】

九州厚生局長、須田でございます。九州地方年金記録訂正審議会第4回の総会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日はお忙しいところ、当審議会総会にご出席をいただきまして、まことにありがと うございます。

年金記録の訂正業務につきましては、平成19年以降、総務省において記録訂正のあっせん等の事業が行われ、27年度からは恒常的な年金記録訂正手続といたしまして、厚生労働大臣に記録の訂正を求める制度が整備されたところでございます。今日、厚生労働省への移行から3年間が経過したところでございますが、審議会委員の皆様には、これまで合わせまして約500件もの審議をいただいてきたところでございまして、ここに改めて御礼を申し上げる次第でございます。

近年、記録訂正に係る請求件数は減少傾向にございますが、請求事案の内容につきましては複雑難解なものとなってきていると伺っております。どうか各委員の皆様には引き続き公正・公平な審議に向けましてご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、事務局といたしましても新年度から新たな体制となりましたが、引き続き効率 的な審議にするよう精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上 げます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

#### 【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。続きまして、本日の議事に入らせていただきます前に、本

日の会議の成立についてご報告いたします。

本日は、委員総数24名に対しまして、13名の委員の方にご出席いただいております。これは地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

また、これから先は藤井会長に議事進行をお願いすることといたします。藤井会長に おかれましては、昨年の総会で会長に就任されておりまして、任期は2年となっており ますので、今年度も藤井会長にお願いすることとさせていただきます。

まずは、藤井会長より総会の開催に当たり、ご挨拶をお願いいたします。

#### 【藤井会長】

どうも、引き続き会長を引き受けております弁護士の藤井克已でございます。

この審議会は、いわゆる行政手続法の流れの中の一環でございまして、単なる諮問機関ではございません。それだけに、申立人の方々の権利についてどのようになっていくかということを調べる非常に重要な審議会だと考えておりますので、委員の皆様方にも今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

また、新委員の皆様方におかれましても、そのような審議会で、単なる諮問委員会で はございませんので、その点再度ご確認の上仕事をしていただければと思っております。 簡単ですが、私のご挨拶にいたします。

## 【年金審査課長補佐】

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行については藤井会長にお願いしたいと思います。よろ しくお願いいたします。

#### 【藤井会長】

それでは、まず、本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて判断したいと存じます。

本審議会の運営規則第9条の規定では、会議は非公開とする、ただし会長が必要と認めるときは公開することができるとあります。

まず、本日の議題1から議題3までの議事についてでございますが、特段個人情報の 保護や公開することについて本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていない と判断できますので、会長としましては公開といたします。事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料とあわせて九州厚生局ホームページで公開するとともに、同条3項の規定に基づき議事録を作成してください。

なお、同条第4項の規定により、議事録の署名人として、私のほかに緒方委員と廣底 委員のお二人を指名いたしますので、事務局は議事録の整理ができ次第、私と緒方委員、 廣底委員に送付し、確認の上、署名をしてもらってください。緒方委員、廣底委員、よ ろしくお願いいたします。

そうしましたら、本日の議題の第1番目、事務局から平成29年度の業務実績の報告 があるということですので、ご説明をお願いします。

#### 【年金審査課長】

本年4月、年金審査課長として内藤の後任で参りました津崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私より議題1につきまして説明をさせていただきます。資料2 平成29 年度業務実績報告(九州厚生局)をごらんください。

まず1ページ目でございますけれども、このページは年金記録訂正受付件数の推移について表示してございます。平成19年度から平成29年度までを各年度別に表にしたものでございます。平成29年度につきましては、集計の関係で30年2月までの件数となってございます。グラフは、ピンクの棒グラフが九州で受け付けた件数の推移になってございます。そして、ブルーの折れ線グラフにつきましては、全国の受付件数の推移を表示したものでございます。

平成29年度、30年2月までの受付件数と前年28年度の受付件数を比べてみますと、九州は28年度381件に対して29年度446件ということで、前年に比べて約117%の受付となってございます。全国で見ますと、28年度が5,292件に対して29年度4,172件ということで、前年比の79%ほどとなってございます。若干、九州のほうが増えた感じになってございますけれども、この件数の中には年金機構が処理を行った件数も含まれてございます。昨年は賞与の関係で一括請求がございまして、年金事務所で処理した件数が増えてございますので、九州としてはちょっと増えたような件数になっているところでございます。

2ページをごらんいただけますでしょうか。 2ページは、平成29年度の部会の開催 状況を各月別に表にしたものでございます。合計を見ていただきますと、昨年度は53 件、部会を開催してございます。その中で付議した件数が109件ということで、議決件数は105件となってございます。その内訳といたしましては、訂正決定が45件、不訂正決定が60件となってございます。また、継続となった件数が4件となってございます。

下の左側のグラフは、各月別に訂正決定、不訂正決定を行った件数を表にしたものでございます。また、右側のグラフにつきましては、それをパーセンテージで割合を表示したものでございまして、訂正45件の割合といたしましては、受付件数の約43%に当たります。

今回の資料にはつけてございませんけれども、28年度の九州の本部会におきます訂正、不訂正の件数の割合につきましては、訂正した割合が40%ということで、ほぼ変わりのない数字になっているところでございます。

次に資料の3ページをごらんいただけますでしょうか。資料の3ページは、平成29年度の九州厚生局における受付・処理状況を各月別に表にしたものでございます。このページの件数につきましては、1ページの九州の受付件数等の内訳となってございまして、受付件数総数446件の内訳としましては、国民年金に関する案件が30件、厚生年金に関する案件が410件、脱退手当金に関するものが6件となってございます。

下の2の表でございますけれども、処理件数につきましては、各訂正審議会でご審議いただいて答申を受けたものを九州厚生局が決定した件数となってございます。ただ、答申をいただいてから後、事務処理を行うのに若干時間を要す関係で、2ページの審議会の付議件数とこの表の処理件数に若干相違がございますけれども、審議会の答申を受けた後は速やかな手続を努めるようにしているところでございます。

次に、資料 2-1 の年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況をごらんいただけますでしょうか。この表につきましては、厚生労働省が公表している全国の年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況であります。平成 3 0年 2 月の単月分と、平成 2 7年 3 月から平成 3 0年 2 月までの累計を表にしたものでございます。

先ほど、九州における平成29年度の訂正件数の割合といたしましては、訂正が約43%とご説明いたしましたけれども、この資料によりますと、全国の累計で見ますと、 訂正が3,476件、不訂正が3,216件ということで、訂正件数の割合は約52%となっているところでございます。

また、次のページ以降につきましては、各厚生支局におきますそれぞれの状況を表に したものを参考としてつけているところでございます。 説明は以上でございます。

### 【藤井会長】

委員の皆さん、特にございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 【藤井会長】

それでは、2番目の議題に入りたいと存じます。2番目の議題は、九州地方年金記録 訂正審議会の部会数及び委員総数の見直しについてでございます。

地方年金記録訂正審議会規則第10条の規定では、議事の手続その他審議会の運営に 関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとされております。事務局から部会数 及び委員総数の見直し(案)について、ご説明をお願いします。

#### 【年金審査課長】

それでは、説明をさせていただきます。資料3、議題2、部会数及び委員総数の見直 し(案)についての資料をごらんください。

まず、裏面をごらんいただけますでしょうか。右側が現行でございまして、左側が平成30年度より改正する案でございます。まず右側、現行でございますけれども、第1部会から第6部会までの6部会があり、各部会には4名の委員の方々が所属されておりまして、委員総数は24名となってございます。

これを、受付件数等を勘案いたしまして、平成30年度から第1部会から第4部会までの4部会に再編をし、委員総数を16名にするというものでございます。第4部会が沖縄部会となります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### 【藤井会長】

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、ご意見あるいはご質問等がございましたらお願いしたい と思います。特にございませんか。よろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### 【藤井会長】

では、特にご意見がないようでございますので、本審議会における部会数及び委員総数につきましては、事務局から説明のあった先ほどの案のとおり、本日付をもって会長の決定とさせていただきます。

続きまして、議題の3番目、本審議会の会長代行、それから部会に属すべき委員及び 部会長の指名に入りたいと存じます。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長については、改めて今回指名をさせていただきます。資料4をごらんください。会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うとされております。また、第6条第2項において、部会に属すべき委員等は会長が指名する。同じく第3項において、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから会長が指名するとされております。

これら、私のほうで、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行いますので、事務局は資料を配付していただきたいと存じます。

(資料配付)

## 【藤井会長】

よろしいでしょうか。

では、私のほうから、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行わせてい ただきます。委員の皆様は、ただいま配付いたしました資料4-1をごらんください。

まず、会長代行については古屋委員を指名いたします。古屋会長代行におかれましては、私に事故があった場合のようなとき、あるいは委員の改選時期において会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いいたしたいと存じます。

続いて、部会に属すべき委員及び部会長を指名いたします。本審議会は、今年度から 先ほどご決定いただいたように四つの部会を設置しております。

第1部会は、廣底委員、市川委員、的野委員と私の4名で構成し、部会長は私といた します。

第2部会は、古屋委員、末松委員、草場委員、緒方委員の4名で構成し、部会長には 古屋委員を指名いたします。

第3部会は、冨山委員、尾畠委員、高橋委員、片野委員の4名で構成し、部会長には 冨山委員を指名いたします。 第4部会は、玉城委員、富川委員、当山委員、大城委員の4名で構成し、部会長に玉 城委員を指名いたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上でございます。

今までどおり、地方審議会総会の開催は必要な都度私が招集し、各部会の開催は部会 長が招集をすることになります。委員の皆様におかれましては、ただいま指名をいたし ました部会長のもとで、九州厚生局長からの諮問があった年金記録訂正請求の個別事案 をご審議いただくことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題4と議題5でございます。

本審議会の議事手続や各部会の意思決定に関するルールにつきましては、運営規則第 16条の、運営規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長 が定めるという規定に基づき決定することになります。

今までの総会で、本審議会としてあらかじめ決めておくルールなどを決定しております。お配りしておりますファイルの中にとじ込んでおりますが、今回、一部変更事項等がありますので議事とさせていただきます。

これからの議事については、本審議会内の事務手続や運営に関する会長または部会長の意思決定にかかわるルールが含まれておりますので、これらを公開すると本審議会の 運営に支障が生じる懸念があると認め、議事及び資料は非公開といたします。

もし傍聴人の方がいらっしゃいましたら、ご退席をお願いします。

(以後、非公開)